

村請制と自治村落の形成

村請制の開発経済史的な意義

東京大学大学院

有本 寛*

初稿：2004年1月8日，改訂：2005年12月17日

1 はじめに

村請制は、村の法定生産力である石高に応じて、年貢を個人ではなく村に課税し、村全体が納税の連帯責任を負う近世徳川期の課税制度である⁽¹⁾。村請制は、幕藩体制の基礎となる制度であったことから、村請制や徴租法の実態の把握、年貢の性質規定、中近世期の移行、村請制と近世村落の社会的・政治的な位置づけなど、特に中世史・近世史の分野において、様々な角度から検討が進められてきた。本章では、こうした社会経済史的な視角とはやや異なり、経済学的な視点から検討することによって、より多面的な村請制の理解に貢献することを試みたい。

村請制の経済学的な分析の意義は、理論的な関心と開発経済学的な関心から指摘できる。村請制は連帯責任を利用した制度であり、契約理論における複数エージェントの理論モデルの現実の制度を繋ぐ実例のひとつである。理論的には、連帯責任はモラル・ハザードや履行強制などの問題の温床となることが知られている。村請制にもこのような問題が顕在化するのだろうか。もしそうならば、日本の近世村落は、どのようにしてこれらの問題を統治したのだろうか。一方、開発経済学的な動機としては、近年マイクロファイナンスの研究において、連帯責任を内包したグループ融資が、グループ内でソーシャル・キャピタルを蓄積する可能性が検討されていることが挙げられる (Karlan, 2004)。もし、連帯責任が何か積極的な効果を村落やグループにもたらすとすれば、江戸時代を通じて日本の村落は村請制によってその恩恵を被ったのである。村請制は果たして、村落のソーシャル・キャピタルを構築する動機となりえるのだろうか。また、その経験は村落社会の構造や、大きくは経済発展に何らかの影響を与えるのだろうか。本章は、契約理論の枠組みに基づいて村請制の経済的な特徴を明らかにし、それが近世日本の村落にどのような影響を与えたのかを検討することを目的とする。

本章は、まず第2節で、村請制の概要、年貢の性質、村の位置づけ、村請制の起源などに関連する中近世史の先行研究を、本章の関心に即して選択的に展望した後、第3節で村請制の経済的な特徴と利弊を、特に連帯責任に注目しながら、契約理論の複数エージェントモデルの枠組みに基づいて検討する。第4節では、土地を質入れして年貢の立替・融通を図る質地金融という信用取引に注目して、その経済的特徴を検討し、これが村請制の破綻の問題を解消した可能性を検討する。第5節では、このような質地金融がなぜ発達したのかを、村請制と村落の関係に注目しながら検討する。そして、村請制が村落・イコの維持存続と年貢分担の立替・融通

* 農学生命科学研究科，E-mail: aa37065@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp

⁽¹⁾ 村請制の概説については、例えば速水 (1973)；古島 (1978)；江藤 (1991)；鈴木 (1991) などを参照。

という2つの課題を村落に課すことで、年貢の分担や未進の立替・融通についての意思決定を迫り、合意を得やすい村落統治体制や負担を公平化したり、年貢の追加的負担を抑えたり、相互扶助と小農経営を維持するための様々な制度を生み出すインセンティブを与え、村落社会全体の構造を派生的に規定したという仮説を提示する。このように、本章は、村請制が近世村落が自己統治の制度を発達させるインセンティブ構造の発端となり、様々なインフォーマルな制度を誘発させることで、高度な自治機能と公共性を獲得していくきっかけを与えたという点に、開発経済史的な意義を見いだすものである。

なお、本章の議論のうち、史実関係と契約理論に基づく推論は、ほぼ先行研究の成果に依っている。本章の貢献は、これらの史実と経済理論的な洞察を結合させて村請制の経済的な特徴を整理すること、村請制が日本の村落形成の発端となったという開発経済史的な意義に関する見方を提示することである。こうした見解は、歴史的な実証が困難であるという意味で仮説の域を出ず、歴史学への貢献は小さい。しかし、近世日本の歴史的な経験と含意を現代の発展途上国の文脈で実証・応用できるよう、その経済的な本質を抽出することで、開発経済学に対して新たな論点や課題を提示することはできるであろう。

2 文献の展望

2.1 村請制と徴租法

徳川期の幕藩体制下の課徴税制度は、百姓は検地によって定められた石高を規準として、現物形態の年貢を領主に払うという特徴を持っていた(古島, 1978, 7頁)。この石高制は、人や領地ではなく生産物を統治の対象としたという点で、世界史的にも極めて独自のものであったとされる。村請制は石高制を前提とし、個別百姓ではなく村に対して年貢を賦課し、村が年貢の皆済に連帯責任を持つ制度である。村に割り付けられた年貢は、村落内で個別の百姓に割り当てられる。領主による村への年貢の割付は年貢割付状などに、村による個別百姓への割り当ては年貢小割帳や御免割帳などに記録されたことから、本稿では便宜上、前者を年貢割付、後者を年貢小割と区別することにする。

年貢はそもそも一体何かという年貢の性質規定について、旧来それは(封建)地代であるとされてきた。これに対して、中世の年貢の本質は領主の「撫民^{ぶみん}」や百姓成立、つまり生活と安全の保障に対する義務であり、基本的には租税の一種とみなし、領主と村が一種の契約関係にあったとする見解がある⁽²⁾。徳川期の年貢についても、速水・宮本(1988)は、領主は強制力を持って年貢を徴収したものの、一部は負担者に還元されたことから「私的地代と租税の二重性があった」(38頁)としている。本章では村請制や年貢の性質規定については問わないため、基本的にはどちらの立場でもよい。実際、以下で用いる契約理論の枠組みは、小作契約のような地代や租税制度のどちらにも応用されている。

領主が村に年貢を割り付ける方式(徴租法)は、おおまかには分類すれば、年貢高を実収量に応じて徴収する畝引検見^{せびきけみ}・有毛検見^{ありげ}などの検見取法か、あるいは豊凶にかかわらず一定の量を徴収する定免法^{じょうめん}の2通りがあった。徴租法の選択は、税収最大化を図るという領主の想定のもとで重要な意味を持つ。なぜなら、次節以降で議論するように、百姓に与えられる耕作意欲の程度が徴租法によって異なるからである⁽³⁾。徴租法については、検見取法から定免法への移行にかかる研究⁽⁴⁾、畝引検見法や有毛検見法^{どめん}、土免法など、個別の徴租法の

(2) 網野(1986), 91頁; 勝俣(1996), 第2部第1章; 深谷(1993), 第1章。

(3) 大石(1961)第4章; 見城(2000), 第1章; 岩橋(1988)。

(4) 例えば、大石(1961), 第4章「享保改革における年貢増徴政策について」; 古島(1978), 第3章付論「江戸時代中期における年貢賦課」, 第4章「幕府財政収入の動向と農民収奪の画期」, 渡辺(1981)。

具体的な様相を検討した研究⁽⁵⁾ などが存在する。これらは免定等の記録からその実態を丹念に明らかにしており、生産力が上がるにつれて近世初頭の石高が次第に形骸化し、これに対応するかたちで領主が年貢増徴のために徴租法を変更させていったことなどが指摘されている。

2.2 村の位置づけと村請製の形成過程

年貢を村請けをする「村」はどのような組織として位置づけられ、どのような機能を持っていたのだろうか⁽⁶⁾。また、村請制はどのような過程を経て定着したのだろうか。

近世村落の位置づけについて、社会的・政治的な観点からは、領主の支配機構の末端という側面と自治機構としての側面という二面性が指摘されている⁽⁷⁾。前者は、兵農分離によって領主・農民間の「個別的歴史的結合関係」(深谷, 1979, 201 頁) が分断し、領主による農民の直接的・個別的な把握が不可能になったため、村を利用して間接的に統治をしたという領主側の論理を強調する。この説では、村落は領主の支配構造のなかの末端の組織として把握される。これに対して後者は、村が水利や入会、労働交換等を通じた生活共同体としての基盤を確立した自治組織であることを強調する。そして、こうした村の自律的な機能なくしては村請制は成り立たないことを前提としたうえで、初期村方騒動を通して村の小百姓層が村内の年貢小割の合議制・承認制を獲得し、集団請としての村請制が村落の側から獲得されたという、村の側の論理を強調する。

村請製の歴史的形成過程を検討するうえでは、村がどのような機能を備えていたかは重要な論点となる。なぜならば、村請制の下で領主は村内の年貢収納の一切を村に委託するのであり、それを請ける村はしかるべき自治機能を持っていることが求められたと推測できるからである。では、中近世の村落には自治機能が備わっていたのだろうか。もしそうだとしたら、それはいつごろ確立されたのだろうか。この問題は、一定の自治機能を持った村落が存在していたために村請制が採用できたのか、それとも逆に村請制によって村落の自治機能が形成されていったのかという、村請制と共同体の自治機能との関係に関わる点で重要である。

村落が中世から近世にかけてどのように変化したのか、あるいはしなかったのかという中近世間の断絶と連続を問う一連の議論は、中近世移行期村落論として知られる⁽⁸⁾。安良城 (1982) は、マルクス経済学的な発展段階論に基づき、太閤検地を「封建革命」と評価し、中世と近世の断絶を唱えた。安良城によれば、太閤検地や「小農自立政策」は、「名主の下から名子・被官を自立させる」という領主側の意図による「家父長的奴隷制に基づく荘園制的土地所有 = 保有関係を否定し、その内部にこれと矛盾対立して発展をとげつつあった農奴制に基づく封建的土地所有 = 保有関係の新たな設定と云う、所有関係の変革を企図せる、封建革命期の革命的土政策」(安良城, 1982, 220 頁) であった⁽⁹⁾。すなわち、太閤検地と石高制の確立、および刀狩による兵農分離の達成が、「家父長的奴隷制社会」としての中世荘園制社会を否定し、近世の「封建社会」を確立させたとする。

これに対して、村落の実態から中近世の連続性が反論されている。勝俣 (1996, 第 2 部第 1 章) は、荘園における荘園年貢の村請の成立を町村制の契機として評価し⁽¹⁰⁾、村が領主への貢納と勤農の主体となり、惣有

(5) 例えば、森 (1993)；大石 (1961), 第 4 章第 2 節；水本 (1987), 第 1 部第 2 章, 第 3 部第 2 章；渡辺 (1984), 斎藤 (1985)。

(6) 既存研究のレビューは、鈴木 (1989)。

(7) 支配機構としての代表的な見解は、佐々木 (1969), 深谷 (1979), 第 3 部第 1 章。自治機構としての見解については、水本 (1987) を参照。

(8) 中近世移行期村落論の展望としては、宮島 (1990)；池上 (1988)；渡辺 (2004)。

(9) 安良城の太閤検地論争の位置づけについては、池 (1995), 第 1 部第 1 章の総括がすぐれている。安良城の主張に対しては、実証的な見地から反論が出されている。例えば、検地と石高に関する批判については池上 (1988)；池上 (2004)。

(10) 所領和泉国日根野庄では、応永 14 年 (1417 年) というはやい段階で村請けが成立しており、村請製の起源を考察するうえで注目される。

財産を所有・管理することで荘園から経済的に自立し、その結果として領主と村における「保護」と「貢納」という一種の「契約」関係が生じたと論じている。一方、藤木（1997, 補章）は、司法・治安維持・警察における自立性の観点から、村の自力救済原理を軸に中世の段階で「村レベルで完結する紛争解決のための固有の体系と社会的なルールが形成されていた」ことを確認したうえで、近世への移行過程においても刀狩が「百姓の武装権の凍結策」に留まり、その機能が全面的に解体されたわけではないことを主張した。

これらの実証研究の成果は、中世の段階で共同体が高い自律性を持ち、村落が歴史上の重要なプレーヤーとして表舞台に立ったことを評価するものと言える。しかし、中世の段階で村落が自律性・自治性を持っていたと一般的に言えるかどうかは定かではないようである。池（1995）は「中世後期の村落が農民の社会・経済・政治的共同の諸機能を有していた」こと、それが近世村落に継承されていたことを認めつつも、村落と領主制との関係は多様であり、「近世の村請制村落は、中世後期の惣村の延長上にあるのではなく、兵農分離によって必然化された、幕藩権力による上からの政治的編成にかかる、支配の下請け団体であることを本質とする」（178頁）として、中世村落の多様性と、それらの村請制村落への一律の編成替えを問題の核心にすえている。同様に、牧原（2004, 第1章）は、領主が個々の百姓の年貢を取り立てる体制が依然として残存しており、勝俣（1996）の日根野庄の村請けの事例は一般化できないという。

以上の研究から、地域によっては中世の半ばから村が一定の自律性や自治を持ち、そうした機能に基づいて地下請・百姓請などの年貢村請の萌芽が見られたが、こうした傾向が必ずしも全国で見られたわけではないことが分かる。また、中世の村請は百姓請・庄屋請と呼ばれ、村役人が年貢納入責任者として個人的に請け負うかたちで村内の年貢の小割・算用を裁量したが、近世後期以降には、村全体で小割を合議する集団的な村請へと変化することには留意すべきである。

日本の村落は、近世期を通して、村落の主要な構成員が合議によって意思決定を行う分権的な自治体制を、少なくとも形式的には獲得していったとされる（水本, 1987, 第1章）。その背景としては、開拓と生産力の向上による小農自立という農業経営の発展が挙げられるが、それと平行して年貢小割という観点からも説明ができる。村請制の下で、領主は基本的には村落全体に対する課税額のみを決定し、個別百姓への年貢の割り当て（年貢小割）と徴収（年貢勘定）からなる年貢の収納過程は村に委託されていた。少なくともこの年貢小割については、庄屋が専断権を持つ中央集権型の村落統治体制から、小前百姓がその権限の一部や承認権を持つ分権型の体制へと転換した。「庄屋の専断による年貢割付けから集団的なそれへという形を取っている、つまり庄屋個人請からいわば集団請へといった形で定式化できる」（水本, 1987, 22-23頁）と論じられているように、もっぱら村役人が小割や徴収を行う百姓請⁽¹¹⁾から、村全体が責任を負う村請けへの展開はおおむね一般化できる⁽¹²⁾。

庄屋請から集団請への転換の直接的な契機となったのは初期村方騒動であることが指摘されている（水本, 1987, 第1章）。庄屋が年貢小割の専断権を持つ近世初期の庄屋請は、年貢小割の不公平性や徴収・上納過程における不正が表面化し、これを村落内部で糾弾・追及する初期村方騒動が起きた⁽¹³⁾。このように、一部の村役人層が、年貢の割り当てから上納までの過程について特権的な権限を掌握する庄屋請の場合には、村請制はうまく機能しないか長続きしないことを史実は示唆している。日本では、初期村方騒動を受けて、年貢小割に年寄衆や惣百姓の承認が必要とされるようになるが⁽¹⁴⁾、この村落内部の権限の分散化を領主層が促したこ

(11) 古島（1978）, 89頁。

(12) 具体例としては、例えば朝尾（1959）。同様の事例としては、伊東（1978）；渡辺（1984）；菅原（1978）。

(13) 同様に、村請制と類似の課税制度を採用していたムガル朝インドでも、課税官・徴税官・村の代表の不正が問題となった（近藤, 2003, 第3章第4節）。ムガル朝や植民地時代のインドでみられた徴税請負人制（ザミンダール制）については、佐藤（1977）；谷口（1978）を参照。

(14) 深谷（1979）, 第3部第1章；水本（1987）；斎藤（1989）。

とは注目に値する。齋藤 (1989) によれば、幕府は初期村方騒動の高揚と寛永飢饉を契機に寛永末年農村法令などを通して村役人の権限を制限し、年貢勘定を小前百姓に公開することを定め、村請製の体制的導入を図った⁽¹⁵⁾。

総括すれば、実証的に示される事例から示唆されることは、中世の段階で村請けの母体となる地下請や百姓請けが存在し、それが近世に入り、合議による年貢小割の承認が導入されることで、村としての連帯責任を含意した近世的な村請制が一般的に成立するということである (齋藤, 1989, 44 頁)。なお、村請制は明治の初頭、地租改正まで続いた (渡辺, 1995)。

2.3 自治村落論

次に、農業経済学・農業史における自治村落論の議論について触れておきたい。自治村落論は、主に東南アジアの村落と比較して日本の村落は「自治村落」としての特質を持つことを指摘したうえで、自治村落と農協活動、小作争議、土地政策、経済更正運動など、広く農業問題との関連を議論している。

齋藤 (1989) は、日本では農協が広く発展しているのに対して、東南アジアを中心とした発展途上国では「ほとんど普及もしていなければ定着もしていない」(5 頁) ことを受け、「農協という組織の形成がそもそもある社会では比較的容易であり、別な社会では困難であるのはなぜか」(6 頁) という課題を提起し、村落の機能や構造からこれに答えている。齋藤は日本の当時の農協が部落農協であったと捉え、農協が部落の組織として成立したとする⁽¹⁶⁾。そして、日本の部落が封建自治村落として、(1) 商品経済がある程度浸透し、生産と生活は基本的には小農民が担い、農民層分解もある程度進んでいるものの、(2) 小農民経済の独立性は不完全で、生産・生活の両面において共同性が存在し、(3) 村落がその領域内において行政・司法・財政・財産権の公権力を有する、という性質を備えていたことを指摘する。

自治村落論が見いだした日本の村落の特徴は、それが「公権力的な権限」を持つ背景として近世封建制を経験するという「歴史性」⁽¹⁷⁾ と、部落のなかにおいて、執行部層があくまで部落の構成員として社会的規制のなかに包み込まれて規律づけられたという内部体制⁽¹⁸⁾ を持つことである。この指摘は、村落が取引の統治にあたって何らかの役割を果たすためには、これまで経済学の分野で言われてきたような長期的関係と複合的な社会関係という緊密性に加えて、取引統治の機能や制度が時間をかけて醸成され、かつ村落の制度と意思決定を支える村落統治の構造が必要であると理解することができる。これは、日本と現代の発展途上国の農村を比較したときに、後者にはある種の歴史性とバランスのとれた村落統治が相対的に不足しているという認識にたつならば、注目に値する指摘である。

このように、自治村落論は、近代の農業問題と村落との関係を明示的に取り上げ、そのなかで近世封建制を経験した歴史性に注目するところに特徴がある。これは、近世封建制が自治村落を形成し、また自治村落が農業問題や広くは貧困・開発問題を規定するという因果関係を示唆しており、開発経済学にとっても興味深い主張である。

(15) 菅原 (1978) も、免割入用帳に名主の他に 4 名の連印がみられることを受けて、「領主の意図は恐らく多数の農民に村算用の詳細 (とりわけ庄屋立替分) を確認させることにもあったであろう」(25 頁) と述べている。

(16) 万木 (1996) は、近代の農村信用組合が必ずしも講や無尽などのインフォーマル金融から転化したわけではないことを指摘している。また、万木 (1992, 1996) は、戦前期日本における農協の信用事業の発展要因について、組合の市場原理的な運営と指導・育成政策を挙げ、特に自治村落論的な「ムラの地縁的な結合力」を重視し過ぎることに警鐘を鳴らしている。したがって、近代の農協が近世の「遺産」を直接引き継いだと考えるのはやや早計であり、自治村落の意義の相対化を図る必要がある。しかし、自治村落が日本の農協の発展要因の重要な一因と捉える視角自体の重要性は変わらない。

(17) 齋藤 (1989), 32 頁; 牛山 (1995), 14-15 頁; 大鎌 (1994), 21-29 頁。

(18) 例えば、齋藤 (1989) では、組合における理事者がこうした例として挙げられる (42 頁)。

2.4 小括

以上のように、歴史学における研究成果は、村請制に関連する事実関係を様々な角度から明らかにする一方、自治村落論は開発経済学的な関心と親和性を持つかたちで、農業問題と村落、そして歴史の3つを融和させた議論を展開してきた。ところが、中近世の歴史学研究と自治村落論は、これまでのところ対話することはなく、互いの成果や論点を共有させることができずにいる。歴史学の研究は、村請制に関する実態を明らかにしたが、それが日本の経済発展においてどのような意義を持つかを問うことはなかった。これに対して自治村落論は、明示的ではないにせよ村落と広い意味での経済発展を関連づけ、さらにそこに歴史性という視点を持ち込むことによって、村請制を含めた近世封建制と村からの経済発展との接点を初めて見いだしたと言える。しかしながら、自治村落論は、なぜ近世封建制を経験するという歴史性が重要なのか、具体的にどのような条件が自治村落を確立させるのかという、近世封建制と自治村落との関係を直接説明しているわけではない。

近年、経済発展にあたって村落が重要な役割を果たすことは、開発経済学の分野で一定の合意が形成されつつある。しかしながら、経済発展に親和的な村落はどのようにして形成されるのかを論じた研究は、理論的にも実証的にも少ない。共同体の形成過程を検討するには、歴史的な経緯が重要な鍵となるため、自治村落論のような歴史的な視点が必要である。歴史と（自治）村落との関係を明らかにすることによって初めて歴史・村落・経済発展という3つの関連性を理解することが可能になるだろう。

以上の整理のような歴史学研究と自治村落論を踏まえるならば、検討すべき課題は、なぜ近世封建制を経験することで自治村落が形成されるのかということである。以下では、この問題について経済学的な分析を通して検討していきたい。近世封建制における村請制は、村落や個人にどのようなインセンティブを与えるのだろうか。それは、結果としてどのような制度を生み出したのだろうか。その制度は、農業問題や広く経済発展に対してどのような効果を持つのだろうか。本稿は、経済学的な分析を通してこれらの問いを検討することで、歴史研究の実態把握と自治村落論の問題関心や視角を繋ぎ、議論を補完する位置づけにある。

3 村請制の経済学的検討

本節では、村請制のシステムを把握したうえで、契約理論における複数エージェントのモラル・ハザードの議論を援用して、村請制の連帯責任の利弊を整理することにしたい。

3.1 近世の年貢収納

まず、近世の年貢が具体的にどのように課税されたのかを確認しておこう。ある村落の生産力は、検地によって公的には把握された各耕地片それぞれの等級（上中下）と面積に、等級の反当り法定標準生産量である石盛・斗代を乗じることで計算できる⁽¹⁹⁾。つまり、等級 s の耕地片 i の面積を x_{is} 、反収を α_s とすると、耕地片 x_{is} の名目生産高 y_i は、

$$y_i = \alpha_s x_{is}$$

⁽¹⁹⁾ これに対し、池上 (2004) は、中世の荘園制下では、斗代が標準年貢高であることを確認したうえで、太閤検地でも同様であるとす
る説を提示している。本研究では、どちらの説が正しいかを判断することは不可能であるため、一応通説に基づいて記述を進める。

によって表され、村落全体の名目生産高（石高） Y は、

$$Y = \sum_s \alpha_s \sum_i x_{is}$$

である。なお、この y_i 、 Y は名目上の生産高であって実現値（実収）ではないことには注意が必要である。

さて、実際の領主・村落間の年貢賦課には、いくつかのバリエーションが見られる⁽²⁰⁾。古島（1978, 92 頁）で紹介されているもっとも基本的な検見取法では、 Y から山崩れや水害などによる耕地の破損分や旱魃等による不作分の免除の合計 δ が差し引かれ、残りが「^{ありだか}有高」としてその年の実際の課税対象となる。検見取法の場合、これに年貢率 t を掛けることで実際の年貢高

$$T = t(Y - \delta)$$

が算出される。これに対して、畝引検見は等級ごとに坪刈をして名目生産高 y_s から損耗高 δ_s を差し引いて、総年貢高

$$T = t \sum_s (y_s - \delta_s) \sum_i x_{is}$$

を計算する。もっとも厳密な有毛検見法は、各耕地片ごとに坪刈を行い、損耗高 δ_{is} を算出してから総年貢高

$$T = t \sum_s (y_{is} - \delta_{is}) x_{is}$$

を導出する。定免法の場合も有高に固定の年貢率を乗じることは同じであるが、坪刈によって損耗の調整を行わないため、豊凶に関わらず定量の年貢を賦課する。ただし、風水害等によって損耗が激しい場合には、検見によって年貢を下げる破免を行う⁽²¹⁾。

このように賦課された年貢は、村落内でどのように分担されていたのだろうか⁽²²⁾。下野国河内郡桜野村の事例では、「個々の百姓の取米・取永値は、持高のうちそれぞれの引高を減じた残りに同一の免合を乗じて」（斎藤, 1985, 20 頁）いる。すなわち、村に賦課された年貢を T 、家計 i の石高を y_i 、引高を δ_i 、免合（＝村内の年貢率）を t とすると、

$$T = t \sum_i (y_i - \delta_i)$$

という関係が成立する。斎藤（1985）は、 δ_i が y_i に比例していれば高割である、すなわち実質的に $\delta_i = 0$ であると判断する基準を設定し、実際には家計によって取米指数（＝実際の年貢負担 / 引高なしの年貢負担）が異なり、村役人有利である時期が見られるとした。村落内での年貢分担は、一般的には高割であるとするのが通説であるが、この事例のように実際のところはよく分からない。

なぜ日本ではこのような村請制が採用されたのだろうか。既存研究の理解として、深谷（1979）は、兵農分離によって領主・農民間の結合関係が切断され、領主による農民の個別的把握・支配が不可能になったため、農民の統治のために村の機能を利用せざるを得なかったという見解を与えている（深谷, 1979, 201 頁）。また、稲葉（1998, 第 7 章）は、村請制の成立の契機を戦国期の地主経営に求めていて、地主は「年貢」の収取のた

⁽²⁰⁾ 大石（1961）、第 4 章第 2 節。

⁽²¹⁾ 他に、下野国河内郡桜野村の事例（斎藤, 1985, 20 頁）では、百姓藤内の「祖父十佐衛門始家内之者共大病相煩」ため、年貢を減額するよう村より願い出がなされ、「困窮御用捨」として許可されている。ただし、これは村方の願い出を藩が個々の百姓に対して認定するものであり、こうした個別百姓の事情をいちいち藩が了承する事例が一般化できるのかどうかは疑問である。

⁽²²⁾ 村落内の年貢小割（年貢勘定）を取り上げた歴史研究は非常に少なく、管見の限りでは斎藤（1985）のみである。

めに個々の耕地や百姓と密着する必要があるが、それらの耕地は散在しているため、ある程度の規模を超える
と散在所領の把握が困難となり、結果生じる地主制の不安定性の克服を村の自律的な生産と政治の機構に任せ
たとらえている。これらはいずれも、政治的・経済的な意味での支配のしやすさという観点からの説明であ
る。これに対して、以下ではやや角度を変えて、村請制が持つ経済的な特質に注目し、個別課税との比較を通
して検討することにしたい。

3.2 分析の枠組み

本節では、領主と百姓という経済主体が効用最大化という経済原理に基づいて合理的に行動すると想定した
とき、村請制はどのような性質や特徴を示すかを、契約理論に基づいた枠組みを用いて明らかにする⁽²³⁾。す
でに紹介したように、領主と村・百姓間の年貢請負と百姓成立という相互関係を契約とみなす見解は、それほ
ど珍しいものではない。ここでは、領主にとっての行動原理は、いかに効率的に最大限の年貢を徴収するかと
いう税收最大化であり⁽²⁴⁾、一方の農民は、可能な限り年貢負担を回避し、年貢を除いた純所得を最大化する
よう行動すると想定する。

農民の年貢負担回避行動は、具体的には2つのレベルで考えることができる。第1は領主・村落間のレ
ベルであり、農民の行動が領主には観察できないという情報の非対称性に起因するモラル・ハザードの問題とし
て捉えられる。これは、村請制に引きつけられ、主な年貢徴収の対象となる表作の稲作を疎かにし、夫食（食
糧）用に無年貢となる裏作の雑穀の耕作に励むといった「耕作不精」として表れると考えられる。こうしたモ
ラル・ハザードの懸念を裏づける事例として、例えば藤堂藩は慶安2年（1649年）にこうした行動を戒める
触を出しており⁽²⁵⁾、また「豊年税書」には、「常に大酒いたし、作毛に精をも不入、分限に過て子供養ひ置、
博奕、振廻、遊山にかゝりて、未進有者」は「田畑をうらせ、其者を追つぶしても、皆済可申付」（伊藤、1995、
218頁）という記述がある。第2は、村落内の百姓間のレベルでのモラル・ハザードであるが、これは以下で
詳しく検討する。

村請制の分析において、このような「耕作不精」のモラル・ハザードが現実的な重要性を持つと考えられる
理由は2つある。第1に、近世日本の村落には、領主と農民の間に情報の非対称性が存在し、モラル・ハザ
ードが発生する環境が整っていた。当時は、兵農分離によって領主が農村に居住していなかったために、村の収
穫量は把握できるものの、直接に百姓の行動（勤労具合）を監視することができなかった。第2に、領主は農
民の勤労意欲やインセンティブの問題を認知していた。例えば、伊予松山藩の高内又七は、「定免は年貢が一
定しているので、百姓達は生活するにあたって諸事儉約につとめ、荒地開発、深耕肥培などによって収穫を多
くすれば、それが全部百姓の得分になる」（大石、1961、133頁）と定免法の利点を説いている。つまり、「定免
法といった公権力側の慣行によって、農民の増産への私的経済インセンティブも保障されていた」（原、2002、
40頁）のである。また、慶安の触書は、労働意欲の喚起のために「耕作に精をいれよく作り取実多くこれあれ
ば其身の徳に候」と「農民にたいする生活向上の展望」を与えることを企図していた（見城、2000、42頁）。

契約理論の枠組みに基づいて分析する経済問題は、このようなモラル・ハザードのインセンティブを持つ農
民と村に対して、領主はどのような課税法を設計すればよいかということである。より正確には、領主の問題

⁽²³⁾ 以下の議論の厳密な定式化と命題の証明は、Innes (1990) と Che (2002) を参照。

⁽²⁴⁾ 江戸幕府の年貢収納方針については、見城 (2000)、第1、2章を参照。もちろん、年貢徴収量の最大化以外にも年貢徴収の安定化
や百姓成立など、他の領主の目的を考えることができる。こうした要因は理論的には参加制約として、領主の最大化問題のなかに
取り込まれている。

⁽²⁵⁾ 深谷 (1993)、49頁。

は、(1) 百姓の生存を保障する「生存保障制約」、(2) 百姓を逃散させない「参加制約」⁽²⁶⁾、(3) 百姓は課税法を所与として合理的に耕作に投入する努力水準を決定するという3つの制約条件と、百姓の行動(努力水準)と実収を相互に関連づける生産面での条件を含めた経済体系のもとで、年貢徴収量を最大化する課税計画を設計することと定義できる。

3.3 増産意欲の付与と徴租法の選択

徳川期の代表的な徴租法としては、収穫の前の検見・坪刈を通したおおよその収量の予測をもとに、基準となる石高から実際の課税量を調整する検見取法と、実収に関わりなく定量の課税をする定免法が挙げられる。課税を最大化したい領主にとってはどちらの徴租法が望ましいのだろうか。

個別課税に議論を限定した場合のこの問題に対する答えは、「個別課税の下で、最適な徴租法は定免法である」という Innes (1990) の Theorem 1 を援用することによって与えられる。この命題を導く直接の要因は、契約理論の文脈でよく知られているように、定量課税の定免法がもっとも百姓の労働意欲を引き出すことができることである。その理由は、百姓にとって定額課税が他のいかなる課税法と比較しても、収穫が少ないときに不利(農民の取り分が少なくなる)、収穫が多いときに有利だからである。したがって、農民は他のいかなる課税法よりも同等以上の増産意欲を持つのである。このことは、第2章で見たように、徴租法のみならず、刈分小作か定額小作かという小作契約の選択においても古くから論じられ、広く認識されていた。

この命題より、少なくともここで想定する経済環境においては、領主は定免制を採用することが合理的であることが理論的には明らかである。したがって、寛永期を前後して、検見取法から定免法へ徴租法が変更されたことについて、領主が農民に対して増産意欲を与えることを企図したという解釈が可能である。しかし、逆に言えば、徳川期初期に検見取法が広く採用されていたことを合理的に説明することはできなくなる。経済学的な見地から検見取法の採用を合理的に説明するためには、リスク分散等の問題を考慮に入れることも検討する余地がある⁽²⁷⁾。また、増産のインセンティブ以外の要因として、大石(1961, 第4章)で述べられているような、検見取法の検見における代官の不正に伴う取引費用の存在も重要であろう。

3.4 村請制と連帯責任の利点

村請制の重要な特徴は、年貢皆済に対する百姓間の連帯責任である。なぜ、領主は個別的に課税するのではなく集団的に課税し、村に連帯責任を課したのだろうか。この問題を検討するため、まず、村請制に内在する連帯責任の経済的な利点と弊害を整理しておこう。

連帯責任は、現代バングラデシュのグラミン銀行を中心とするマイクロファイナンス機関が、その融資制度の一環として採用していたことから、特に開発経済学や農村金融の分野で注目を集め、その経済学的な理解も進んでいる⁽²⁸⁾。これらの分野でマイクロファイナンスが注目を集めたひとつの理由は、それが担保となる資産を持たない貧困層に融資を行い、実際に担保をとらないにも関わらず、返済率が極めて高い⁽²⁹⁾という特徴をもっていたためであった。つまり、債務不履行などの潜在的なモラル・ハザードの問題を抱えているにも関わらず、返済率で見れば公的な金融機関よりもそれをうまく制御することに成功しているのである。この成功

(26) 近世初期の逃散・走り者(宮崎, 1995)のことを考えれば、参加制約を課す必要もあるだろう。

(27) 見城(2000), 第1章の註47, 32頁は、徴租法とリスクの関係について触れている。

(28) マイクロファイナンスの総合的なサーベイとしては、Morduch (1999a); Armendáriz de Aghion and Morduch (2005); 理論的なサーベイとしては、Ghatak and Guianne (1999); 日本語の文献としては、黒崎・山形(2003)を参照。

(29) ただし、グラミン銀行の返済率が過大評価されていた可能性も指摘されている(Morduch, 1999b)。

の一因として、マイクロファイナンス機関は、借り手に5人程度のグループを作らせ、そこに属するメンバーの債務に対してグループ全体で連帯責任を負い、一部のメンバーが債務不履行を起こした場合にはすべてのメンバーが将来的な融資を中止される「グループ融資」の仕組みによって、逆選択とモラル・ハザードの問題を軽減していることが指摘されている⁽³⁰⁾。また、中世ヨーロッパの貿易を統治した共同体責任システムは、あるコミュニティのメンバーが債務を履行しなかった場合には、そのメンバーが所属するコミュニティのメンバー全員がその責任を追及される制度であった (Greif, 2002)。ほぼ同様のシステムは、中世日本では国質・郷質として知られる (勝俣, 1979; 本多, 2001, など)。このように、連帯責任は時期や地域を問わず広く用いられた普遍的な仕組みである。村請制は、連帯責任に注目すれば、経済的にはマイクロファイナンスのグループ融資と極めて類似した制度であり、グループ融資の文脈で得られた研究成果の多くを村請制の文脈でも援用できる。

個別課税と村請制の間の本質的な違いは、年貢負担責任の範囲と年貢負担の状態依存性である。個別課税の定免制の下では、指定された定量か、それに満たない場合は実収穫高という絶対的な年貢の上限が明確であり、年貢納入責任の範囲は固定されている。しかし、村請制の下では「村全体としての納税額の上限」は固定されているものの、相互保障のためにあらかじめ割り当てられた以上の年貢を払う可能性があり、個別の年貢納入責任の範囲は曖昧である。このために、自身の年貢の割り当てのみならず、他の家計の年貢納入にまで責任の範囲が拡大され、意図するしないに関わらず、年貢を負担させたりさせられたりする外部性が生じる。このことが個別課税にはない、連帯責任を通じた戦略的な相互作用を発生させるのである。

村請制の連帯責任は、村請けされた年貢をどのようなルールに基づいて分担するかという問題として捉えることができる。年貢分担の方法は、その年の百姓ごとの豊凶に応じて、豊作の家計は多く、不作の家計は少なくなるよう分担を横断的に調整する「相互保障型」と、各家計が豊凶に関わらず高割などの原則によって固定的に割り当てられ、不作の場合は他の家計からの借入による立替によって賄い、翌年以降にそれを返済するよう異時点間で分担を調整する「自己保障型」の2つに大別できる。

この年貢分担の問題は、天候不順、水害、病虫害、病気、怪我などによる負の所得ショックをどう分散するかという、消費の平準化と保健の問題と本質的に同じである。すなわち、年貢分担の問題と保険の問題は、前者が所得ショックに見舞われた家計の「年貢」を誰がどのようなルールに基づいて賄うかというものであるのに対して、保険の場合はそれが「消費」であるという違いがあるに過ぎない。消費平準化と保険についても、年貢分担と同様に、家計間の横断的な保険と、貯蓄・借入による単独家計内での異時点間の保険という2つの戦略が考えられる。しかし、異時点間の自己保障的な方法は、借入と返済を可能にする信用市場が機能していることが前提となるため、これが未発達な場合には横断的な相互保障型の方法を採らざるを得ない。そこで、まずは相互保障型の年貢分担方式をとった場合に、どのようなことが言えるかを検討しよう。

村請制の第1の利点は、連帯責任による年貢徴収率の上昇である⁽³¹⁾。領主は、個別課税の場合には責任の範囲が独立しているため、不作のために徴税ができない百姓がいても、代わりに別の豊作の百姓から取り立てることができない。しかし、連帯責任の下では、豊作の百姓から不作の百姓の不足分を徴税することができ、村請制は個別課税のときには取りこぼしていたはずの年貢を回収し、年貢徴収率を上昇させることができる。

村請制の第2の利点は、耕作不精や贅沢のような自分に追加的な年貢負担をもたらす行動をとらないよう、相互に行動を監視するインセンティブが与えられることである。例えば、水管理や病虫害の対策を怠ったり、家計の支出がかさんだりすれば、それだけ年貢未進の確率が高くなり、結果として自分がその立替をしなけれ

(30) 黒崎・山形 (2003), 第9章; Armendáriz de Aghion and Morduch (2005)。

(31) この効果は、Che (2002) では「流動性効果 (liquidity effect)」と呼ばれる。

ばならない可能性が生じる。このため、こうした行動をとらないかどうか近隣の者を監視するであろう。

村請制の第3の利点は、連帯責任が相互扶助のインセンティブを与えることである。村落内で年貢を負担していた家計が潰れたり逃散すれば、連帯責任により、その家計の負担分を残りの家計で分担して負担しなければならない。つまり、家計数の減少は将来的な年貢負担の増加を意味する。したがって、家計数が減少することによる追加的な負担の現在割引価値の範囲内で、相互に扶助して経営を維持することが合理的な行動となる。つまり、利他性に加えて、将来的な年貢負担の増加を回避するという利己的な動機が、相互扶助を充実させるのである。こうした相互扶助は、以下に述べるように「ただ乗り」を引き起こす可能性があるが、仮にこれが制御できるならば、領主は同じ水準の生産意欲を与えながら、個別課税よりも「安く」リスク分散への対応をすることができる(伊藤, 2003, 命題 6.5)。

3.5 村請制と連帯責任の弊害

以上のような利点の一方で、相互保障型の年貢分担の下では、各家計の実収に応じて負担が調整されるため、夫食用の雑穀や煙草などの商品作物の耕作に注力し、主な年貢徴収の対象となる稲作の手を抜いたり(事前的なモラル・ハザード)、収穫を過少申告する(事後的なモラル・ハザード)⁽³²⁾ことで年貢負担を回避しようとする行動を招く可能性がある。つまり、極力自分の年貢負担を回避し、それを他の家計に転嫁して「ただ乗り」しようとするインセンティブが生まれるのである。

連帯責任の第1の弊害は、個別百姓の耕作不精を引き起こし、生産量が下がる可能性があることである。このことは、複数エージェントのモラル・ハザードを扱った Che (2002) の命題1を援用すると、理論的には「村請制は、個別課税よりも厳密に高い税収をあげることはできない」⁽³³⁾ という命題が成立する。これは、村請制が定免制の個別課税に比べて、百姓の増産インセンティブを阻害してしまうからである。なぜならば、村請制の下では他の家計の年貢の不足分を代わりに負担する可能性が生じる。すなわち、労働の成果が外に漏れ出してしまうため、個別課税に比べて百姓の期待納税額が増え、したがって期待利得(実収から年貢を差し引いた残り)が小さくなるからである。このように、各家計の豊凶に応じて年貢負担が調整されるという状態依存性が、互いに負担を転嫁し合う外部性を生み出すことで、耕作不精のモラル・ハザードを招いてしまうのである⁽³⁴⁾。Giné et al. (2005) は、連帯責任がモラル・ハザードを誘発することを実験によって確認している。

連帯責任の第2の弊害は、年貢分担の供出に関する履行強制である。まず、明らかに、誰も積極的には追加的な年貢を負担するインセンティブを持たない。また、いざ年貢未進者が出た場合に、自分が代納を回避できれば、その負担を村落内の別の家計に転嫁することができる。したがって、未進者の年貢を保障するよう、不足分の供出を求められた場合には、互いに負担を押しつけ合い、結果として誰も供出をしないという問題が発生する可能性がある。このような負担回避のためか、確信犯的に「年貢米を納めず他領に販売し、田地や馬を買い、家も作り直した」(白川部, 1994, 77頁) というしたたかな百姓もいた。

以上の議論を要約すると、村請制の連帯責任は、年貢徴収率の上昇、相互監視、相互扶助、取引費用の低下などの正の効果を生み出す一方で、耕作不精や収穫の過少申告、年貢分担の「ただ乗り」などを引き起こすという負の効果によって村請制そのものが破綻するおそれがある。では、どのようなときに、領主にとって村請

(32) 収穫を経済主体の「タイプ」と解釈すれば、逆選択として位置づけられる (Bolton and Dewatripont, 2005, ch.9)。

(33) この非効率性は理論的には、チーム生産におけるただ乗りの問題 (Hölmstrom, 1982) と本質的には同じである。

(34) なお、ここで個別課税の場合と村請制の場合のモラル・ハザードの違いについて注意しておきたい。個別課税の場合は、領主に対するモラル・ハザードであったが、村請制の場合は、村の他の百姓に対するものである。また、個別課税の場合のモラル・ハザードの直接的な契機は、百姓の努力水準が領主には観察できない私的情報の存在にあったが、村請制の場合は連帯責任によって発生する外部性に基づいている。

制が個別課税よりも望ましくなるのだろうか。まず、事前的な耕作不精は生産量を下げることになるため、特に検見取法の下で領主に損失をもたらす。したがって、第1に事前的な耕作不精を抑制し、実収の底上げを図ることができるならば、事後的な年貢徴収率の上昇によって損失を取り戻せる可能性が出てくる。しかし、事後的な相互保障の履行強制が機能していなければ年貢徴収率の上昇は望めない。したがって、第2の条件は、年貢分担の「ただ乗り」を防ぐ体制が整っていることである。以上の推論は、「事前的な耕作不精を抑制し、事後的な年貢立替の履行が完全であれば、村請制の方が個別課税よりも高い期待税収を領主にもたらすことができる」という命題として理論的に証明される⁽³⁵⁾。

4 相互保障の統治と質地金融

前節の検討によって、年貢村請の連帯責任は、耕作不精や収穫の過少申告、年貢分担の「ただ乗り」というモラル・ハザードや逆選択、履行強制など様々な不正行為を引き起こし、破綻する危険性を潜在的に持ち合わせていることが理論的に明らかになった。それにも関わらず、なぜ日本では村請制が破綻しなかったのだろうか。本章は、不正行為の蔓延と村請制の破綻の可能性は、借入による立替を可能にする融通を通じた自己保障的な年貢分担方式を確立することで回避されたと考える。自己保障的な年貢分担方式の下では、耕作不精を起こしたり収穫を過少申告しても、翌年以降に自分でこれらの行動の責任をとることになるため、自己の負担を他者に転嫁することができず、モラル・ハザードや債務不履行を起こすインセンティブがないのである。

4.1 年貢未進責任の追及体制

まず、年貢未進の責任がどのように追及されたのかを確認しておこう。伊藤(1995)は、幕府と諸藩によって、領主と村の間の年貢未進の責任を追及する態度に差があることを指摘している。すなわち、「未進百姓に対して執るべき一般的措置について幕府が明文で示した規定は、意外にこれを見出すことができない」(219頁)といい、「年貢未進そのものを理由として個々の百姓の『刑事責任』を追及することは、具体的規定の形では見出せない」(221頁)と結論づけている。しかしながら、諸藩に目を向けてみれば、いくつかの藩は、年貢未進の刑事責任と処罰を明確に規定している。例えば、丹波国亀岡藩では、庄屋を手鎖にかけ、牢に入れるといった物理的制裁、加賀藩では、耕作不精百姓の追放・耕作者入換、岡山藩では子供を奉公に出させて取り立てるといった規定を設けていた⁽³⁶⁾。

幕府と諸藩の間で、個別百姓への年貢未進の責任の追及に対する態度は違えど、いずれにも共通するのは、年貢納入責任者としての村役人の責任を追及したことである⁽³⁷⁾。すなわち、領主は未進が起きた場合には村役人の責任を追及することで、とりあえずは誰もが年貢分担を回避するという状況を避けることができたと言える。この間接的な責任追及により、領主・村の間の公的な年貢未進は、村役人を中心とした村の立替・融通機能によって、村内の問題へと転化されることになる。

⁽³⁵⁾ 命題の理論的な言明と証明は、Che (2002) の Proposition 4 や Ghatak and Guianne (1999)、伊藤 (2003) の命題 6.5 を参照。

⁽³⁶⁾ 岡山藩については、谷本 (1964)、第3章第2節。その他は、伊藤 (1995)。ムガル朝インドでは、「調査の結果、耕作能力と雨水があるにも関わらず(農民たちが)農耕に従事していなかったことが判明すれば、彼らに督励と警告を与え、また懲罰と笞打ちを用いることがあって然るべきである」(近藤、2003、92頁)とする勅令が存在した。ただし、罰則が科せられる前に調査が行われることに注意が必要である。

⁽³⁷⁾ これは中世の村請けでも言えることである。「個々の百姓の未進は、領主とは関係がなくなっているものであり、その責任を領主から追及されることはなかった。未進も領主対村との関係で問題となり、領主は村の代表者である番頭を未進者として把握し、納入しない場合は、村を譴責し、最終的には番頭の身代をとるかたちで解決したのである。」(勝俣 (1996)、第2部第1章「戦国時代の村落」、98-99頁)

次に、村落内での未進責任の追及について確認しよう。まず、事前の耕作不精についての処理を村掟や村定などの公式な村法のなかに見れば、年貢未進の場合は村役人に届け、その理由が「平常の怠惰による場合」には、「厳しく糾すべきを定め」(前田, 1950, 50-51 頁) などの記載がみられ、農作業一般については労働時間の制限、他業の禁止等の制約が、逆に「前向き」な記述としては勸農や儉約の勤めに関するものも見られる⁽³⁸⁾。また農業過怠を行った者や組に罰金を科す事例もある(水本, 1993, 24 頁)。しかしながら、盗みや放火等の治安、作物の刈り入れ時刻や入会・水利等に関する規定などと比較すると、農作業の怠慢の戒めとそれに対する罰則の記述は少ないようである。いずれにせよ、これらの規制を強制・担保する制裁として、村法違反者に対して村八分や追放、財産上の制裁などの処置がとられた。村八分や追放などの制裁は、一般的には盗みや放火などの重罪に科せられたが、農務不精に対しても「組外し」の制裁を加えることもあった(前田, 1950, 125 頁)。

4.2 質地金融と融通

こうした事前的な対策にも関わらず未進が発生した場合、少なくとも近世の中後期以降では、村役人を主とした村落内の立替・融通によって金穀を借り入れて年貢を皆済し、翌年以降に負債を返済するという自己保障型の年貢分担方式が採られたことが、質地証文や借用証書から推測される⁽³⁹⁾。そして、それは百姓間の私的な債権債務関係として債務の弁済が追及・履行されることが多かった。

大塚(1996)によれば、近世中期以降の日本では、凶作や飢饉、病気などに直面し、年貢未進に陥ったときの救済の手続きは、おおむね次のような流れであった。まず土地を「書入」し、借金をする。その返済期限はおおむね1年であり、期間内に返済すれば関係は清算される。期限内に返済できない場合は、土地が質地として債権化され、所有権が質取主＝債権者へ移る。この場合、質地は質入主＝債務者が耕作することが多かった。質地年季を過ぎても債務の返済ができない場合は、質流れして物権化する⁽⁴⁰⁾。このように土地を介した信用取引は、土地を書入・質入し所有権を一時的に債権者へ移転することによって債権が担保された。このため、金主・質取主が地主化して、土地のもともとの所有者であり耕作者である質入主との間に少なくとも一時的な地主小作関係が形成された。ただし、融通に端を発した質地関係は、必ずしも永続的な小作関係をとまうものではなく、元金が年季内に返済されれば、質地は質入主の元に戻り、地主小作関係は解消された。

このような村落内の信用取引は、大塚(1996)や神谷(2000)によれば、(1)取引内容を文書化し、公的に認証される、(2)土地を質入し、債権を担保する、(3)融通の各過程で村や組が積極的に関与・介入する⁽⁴¹⁾といった特徴を持ち、共同体の履行強制力に裏づけられ、制度化された信用取引であった。以下では、このような質地を介した信用取引を「質地金融」と呼ぶことにしたい。

村落内の質地金融に対する村落の関与は、借金返済に困った百姓が村へ土地を差出し、融通を依頼することから始まる。村は、融通の第一段階として、まず金主(事後的な地主)を探して地主小作関係を設定し、地主にとっての作徳(＝小作料＋年貢)と小作側の存続とのバランスを考慮して小作料も決定していた。質地関係は、借用証書・質地証文に文書化されて公式性を高められ、村は土地の所有関係を検地帳・名寄帳に記載し、登記・公証する役割を担った⁽⁴²⁾。また、債務が累積した場合の破産処理や再建についても村が積極的に関与

⁽³⁸⁾ 前田(1950), 第2章1節, 第4章4節; 田村(1936); 西村(1938)。

⁽³⁹⁾ 負債額が確定していて、それを返済する義務を明示的に負うという意味で自己保障型であるが、その資金の出所が村落内であるという意味では相互保険的な特徴も持っている。

⁽⁴⁰⁾ 書入と質入の違いは、前者の場合は土地所有権は債務者側に残るのに対して、後者はそれが移転することである。

⁽⁴¹⁾ 丹羽(1964), 第1章第4節; 渡辺(1995); 大塚(1996), 第1章。

⁽⁴²⁾ 神谷(2000), 第1, 2, 5章; 佐々木(1958), 第2節。

した⁽⁴³⁾。破産した潰れ百姓に対しては、「村内で一定の不利益・差別的待遇を受け（中略）村役人になることができないのは勿論、村寄合その他の公的な場への参加を許されないこと、衣服や住居の制限など」（伊藤、1995、233頁）の制約が科せられた。このように、質地金融は公法性を持ち、村落に關与された集团的・共同体的な關係として存在したとされる（大塚、1996、第1章）⁽⁴⁴⁾。この質地金融による信用取引は、現代の発展途上国の農村金融と比較しても、高度の制度性・公式性を兼ね備えていたと評価できる。

なお、こうした質地金融は、年貢未進のみならず、一般的な消費平準化にも用いられたことは想像に難くない⁽⁴⁵⁾。近世日本のリスク分散や保険の問題は、村請制のもとでは、負の所得ショックによるリスクの発現が年貢未進として村全体に関わる社会的な問題として表面化するところに特徴があると言えるだろう。借用証書や質地証文には、しばしば「御年貢御上納金ニ差詰り」、つまり年貢絡みの理由が記載されているが、その背後には不作や病気などの一般的な所得変動があったと考えられる。

4.3 質地金融の経済的な含意

家計間で横断的に年貢分担や消費を平準化する年貢村請の連帯責任や相互保険は、モラル・ハザード（耕作不精、収穫の過少申告）、履行強制（連帯責任負担の拒否、債務の借り逃げ）という大きく2つの不正行為の問題に直面する。これらの問題は、理論的には契約理論の枠組みで分析でき、その対処の方法は、相対評価やトーナメントなどを用いた横断的なものと、くり返しの關係による動学的なものに分けられる。質地金融は、動学的な後者に分類される⁽⁴⁶⁾。

これら理論研究の成果のエッセンスは、「モラル・ハザードや逆選択などの不正行為は、長期に渡るくり返しの關係では、今期の利得と来期以降の将来の利得の2つを使って動学的なインセンティブを与えることでコントロールできる」と要約できる。すなわち、今期に年貢未進を起こし、立て替えをしてもらった場合には、翌年以降の将来利得が下がるような動学的な年貢負担の取り決めがあれば、モラル・ハザードは抑制される。なぜならば、例えばモラル・ハザードを起こして収穫が下がり、今年年貢を立て替えてもらったとしても、翌年以降の利得が下がるために全体としては得にならないからである。逆選択の問題も、同様のインセンティブ構造とメカニズムによって解消できる。

質地金融による年貢未進の処理は、原則として立替分を翌年以降返済することで、年貢未進の責任を自分でとる。このため、どのような理由にせよ年貢未進を起こして質地金融による立替・融通を受けた場合には、利子を小作料として質取主に払うため、質地を請け戻すまでの期間の収入は下がる。したがって、この小作料が十分高い場合には、モラル・ハザードや逆選択を起こすことの将来的な損失が短期的な利得を上回るという条件を満たし、統治問題は解消される。すなわち、質入期間は、年貢未進に対する一種の制裁として機能していると解釈できるのである。

このように、質地金融は不正行為の発生を抑えつつ、年貢の立替・融通や非常時の保険を可能にしたと考え

⁽⁴³⁾ 近世農村の破産処理については、福山（1975）、第5章；大塚（1996）、第4章。

⁽⁴⁴⁾ ほかに丹羽（1964）、第1章第4節；渡辺（1995）なども参照。

⁽⁴⁵⁾ 黒田（2003）；長谷川（2003、2004）は、中世の融通や土地貸借を飢饉や戦争に対する村落の再生産維持活動である「村の成り立ち」の観点から検討している。

⁽⁴⁶⁾ 動学的な方法による不正行為の統治の問題は、くり返しのモラル・ハザード／逆選択／コミットメント（履行強制）モデルに基づいて理論的には検討されている。モラル・ハザードについては、Rogerson（1985）が2期間モデルで、最適な契約の性質を明らかにしている。実証的にはLigon（1998）が、相互保険の効率性を実証的に検証するTownsend（1994）らの枠組みを拡張している。逆選択については、Townsend（1982）、Thomas and Worrall（1990）、Atkeson and Lucas（1992）、Phelan（2000）らが最適な動学的保険制度を導出している。履行強制問題については、Coate and Ravallion（1993）らがくり返しゲームのフォーク定理の枠組みを用いて、誘因両立性条件を導いている。Ligon et al.（2002）は、これを異時点間の準信用の返済問題まで拡張し、不完全なコミットメントの下での最適な動学的な所得移転を特徴づけている。

られる。しかし、質地金融は、先に述べたような共同体的・集団的特徴を持っていた。また、質入主には、元金を返済さえすれば無年季で質地の請戻しができる「無年季質地請戻し慣行」(白川部, 1994; 神谷, 2000, など)がしばしば与えられていた。この慣行は、質入れ中の小作人の耕作意欲を緩める可能性があり、モラル・ハザードの制御という観点からは望ましくないと考えられる。なぜなら、質地請戻しの年季が短いほど、請戻し年季中の収穫を高めて返済をしなければ、質流れして土地を失ってしまうため、小作人の耕作意欲を高める効果を持つと考えられるからである。したがって、この慣行の合理性や質地金融の共同的な特徴は、不正行為の抑制だけでなく、村請制が与えるより包括的なインセンティブ構造のなかで検討する必要があるだろう。

村請制は、村落に対して年貢皆済を果たし、村落とそれを構成する家計を維持・存続させるという課題を与える。これらを満たす年貢立替・融通・保険制度は次のような制約を満たす必要があった。第1は、負の所得ショックを受けた家計(質入主)が生存に必要な収入を確保するという制約である。この制約は村落内における消費の下限と、質取主が得る利子(小作料)の上限を規定する。しかし、あまりに利子が低くては、年貢を立て替え、保険を供与する者がいなくなる。したがって、第2の制約は、質取主が年貢の立替や保険供与のために十分な利得を与える参加制約である。これは、逆に質入主の収入の上限と利子の下限を規定する。そして、第3の制約は、モラル・ハザードや履行強制の制御であり、年貢立替・保険制度のなかに適切な誘因制約が設定される必要がある。

このように考えると、村請制の下での村落の問題は、以上のような制約を満たしつつ、家計の消費変動を最小化する年貢立替・融通・保険条件を決定することであると捉えることができる。このような条件が存在すれば、その村では年貢分担にかかる統治問題が蔓延することなく年貢の立替・融通が実現でき、負の所得ショックに見舞われたとしても、最低限の生存とある程度安定した消費を達成することができる。共同体・集団的であり、質地請戻し慣行が付随した質地金融は、このような制約によって特徴づけられるのではないだろうか。

4.4 小括

本節の議論を要約すると、年貢未進の責任は、領主・村間と百姓間という2つの段階で構造的に追及されたと理解できる。第1段階では、藩によっては刑事処分をちらつかせつつ、領主が村役人を通して村としての年貢納入責任を追及し、村落内の立替と融通を徹底させることで、領主・村落間の公的な年貢未進を解決させた。そして、第2段階では村落の共同体機能に支えられた制度化された信用取引のなかで、百姓間で債務の弁済が履行強制された。そして、年貢立替の債権が回収できる見込みが高くなれば、耕作不精の原因である外部性(年貢の立替による期待納税額の上昇)が内部化され、モラル・ハザードの問題も解消される。このように、2段階の責任追及システムによって年貢立替の履行強制問題が軽減され、このことがさらにモラル・ハザードを抑制したと考えられる。すなわち、質地証文などによって史料的に裏付けられる質地金融の広範な存在と、それを支える村落の体制、さらに質地金融が個人にどのようなインセンティブを与えるかについての演繹的な推論によれば、近世村落は年貢負担責任の範囲の曖昧さや不確実性を質地融通によって制度的に解消することで、連帯責任に起因する非効率性を軽減した可能性が指摘される⁽⁴⁷⁾。

⁽⁴⁷⁾ しかし、近世初期において質地金融が制度化される以前では、どのようにして村請制の破綻が回避されたのかは明らかではない。この点については史料的な裏付けを欠くものの、いくつかの見通しを提示しておきたい。第1は、村落の強力な履行強制力によって不正行為が抑制されたのではないかということである。第2節で概観したように、畿内ではすでに惣村のようなかたちで、司法・立法・行政・警察など一定の自治機能を備えた自律的な村落が形成されていたことが明らかとなっており、耕作無精に対する制裁や、年貢立替の調整、履行強制を自治的に担保することで、村請けを維持することができる。では、まだこのような自治機能を備えていない村落では、どのようにして村請制の破綻を回避できたのだろうか。第2の可能性は、村落の代わりに土豪や名主など、村落の経済力と権力を掌握していた有力者の履行強制力によって連帯責任を果たしたということである。

5 日本の経済発展における村請制の意義

本節では、日本の経済発展において村請制がどのような意義を持ったのかについて、自治村落論の議論との関連のなかで評価する。村落に関する経済学の議論と、第2.3節で整理した自治村落論の議論を統合すると、機能面に焦点を当てた概念としての自治村落は、経済学的な立場から見れば、長期的な関係と複合的な社会関係に基づき、取引を統治する規制と制裁を決定し、承認する意思決定メカニズムと村落統治を持ち、それを実際に運用・執行する権限を備えた組織であると理解することができる。共同体についてこのように理解するならば、次に検討すべき課題は、日本の村落がなぜ、どのように自治村落としての機能や性質を歴史的に獲得し、かつ望ましい村落統治体制を備えるに至ったかを解明することである。以下では、村請制がその重要な要因であった可能性を検討したい。

5.1 村請制のインセンティブ構造と誘発された制度

本節の仮説は、村請制は、村落・イエの存続と、年貢の立替・融通という2つの課題を村落に与えることで、日本の近世村落の社会構造を根源的に規定し、このことが自治村落としての性質を獲得・強化させる要因となったというものである。

村落構成員で連帯して年貢を皆済するという村請制の原則は、まず、村落とイエを存続させるインセンティブを農民に与える。なぜならば、村落構成員が欠け、年貢を負担する者が減れば、残った自分たちの年貢負担が増加するからである。したがって、小農経営を維持し、村落を存続させることは個別家計にとっても合理的であり、その総意は村落全体の目的、ないし価値規範として共有される。この村落存続の意思は、村落内のすべての家計に小農経営の維持に必要な消費を保障するという一種の参加制約として、村落におけるすべての意思決定を制約する。こうして、村落とイエの存続は、小農の保護・再生産し、小農経営を破壊する高利貸しの村落への進入を阻止するという論理を生み出す。

一方で、村請制は村落として年貢を皆済できるよう、一時的な年貢未進に対する立替や融通を通して、家計ごとの年貢負担と消費を調整することを村落に要請する。このことの意義は3つある。第1に、村落の社会関係に新たな年貢分担という新たな共同性を追加することで、社会関係の複合性をより高め、理論的には誘因制約を緩和しやすくする。村請制は、入会や水利灌漑などの地域公共財が適切に管理されていなければ維持できないが、逆に村請制の連帯責任という共同性が加わる事でこれを維持できるインセンティブの体系が成立するとも考えられる。第2に、年貢分担と所得移転の調整という家計間の利害がもっとも対立する問題について、村落としての意思決定を迫られる。これは、政治的な意思決定や利害の調整能力を高め、かつ意思決定を容易にするための政治的な手続きやシステムを確立するインセンティブを与える。こうした定期的な寄合による継続的な利害調整の習慣は、ソーシャル・キャピタルを蓄積する原資となる。第3に、年貢皆済のための年貢負

そして、第3の可能性は、村落の自治機能が形成されるまで領主が村請制の導入を控えたということである。序章で整理したように、村落やコミュニティが取引を統治し得るためには、長期的で複合的な緊密性を持つ社会であることが求められる。この複合的な社会関係の重要性について、吉田(2000)の信州下伊那郡虎岩村の事例は示唆的である。吉田(2000)によれば、虎岩村では、(1)「代官・年貢請負人との直接的関係」による個別課税、(2)肝煎を介した村請と、五人組による連帯責任、(3)村全体による連帯責任、という段階的な連帯責任範囲の拡大が見られる。この発展段階と村の共同性の関係については必ずしも明らかではないが、少なくとも当初では個別課税であった要因として、年貢請負人同士が地理的にも離れて生活していたことから、村としての共同性が希薄であったことが示唆される。つまり、村請されなかった理由として、緊密な社会関係が十分に形成されていなかったと解釈できる。なお、古島(1956)が、村の結合の強さと連帯責任の拡大について触れている(178-179頁)が、実証的な裏づけは明らかではない。

担の分担や立替を容易にする仕組みや制度を創出するインセンティブを与える。こうして確立された融通の制度は、年貢の立替のみならず、リスクへの対処と消費平準化という点でも村落社会の厚生を高める役割を果たした。

村請制によって与えられた村落の存続と融通という2つの課題は、農民の再生産・維持・発展と年貢・夫役の維持を目的として労働交換、水利、入会、融通、村借・内借などの金融、土地貸借・質地関係、質地請戻し慣行、割地、小作料の徴収など様々な村落の制度や慣行を誘発したと考えられる⁽⁴⁸⁾。以下に、村請制によって誘発されたと考えられる制度の例を提示しよう。

土地所有に関する慣習や制度は、特に村請制の維持と密接な関係を持つと考えられる。村請制と関連した耕地に対する共同体の関与や規制としては、出入作の禁止、割地制、地主小作関係への関与、検見・坪刈などがある(渡辺, 1994, 第5章)。近世村落は、他村との出入作を禁じ、土地移動の防止を図ったが、この理由としては、共同体規制の届かない村外の者からの年貢負担の徴収費用を抑えることが考えられる。割地や地ならし、土免、郷地賄といった土地割換の制度は、その目的のひとつとして、年貢負担の公正公平を図ることが指摘されている⁽⁴⁹⁾。また、近世および維新期の地主小作関係と小作料納付は、公的な年貢収納を優先させたい領士の指示の下に、村によって管理・規制された⁽⁵⁰⁾。渡辺(1994)は、こうした「個々の農民が耕地の所持権を日常的には保持しつつ、他方で、場合によっては、村落共同体の意志で、個別農民の耕地所持権の制限、ひいては否定」を行う村落共同体の耕地に対する関与の仕方を「間接的土地所持」(172頁)と呼び、その発動の目的のひとつとして、小百姓の経営の維持を挙げている。検見・坪刈も、小百姓経営と村請の維持を目的のひとつとした制度と考えられる。佐藤(1987)は、近世村落における坪刈を、課税作業としてのそれと、村落共同作業としてのそれとに区別している(佐藤, 1987, 125頁)。前者は、徳川期に地方役人の監視のもとで行われる検見・坪刈であり、当然のことながら、その主要な目的は年貢徴収のための実収把握にあり、「幕藩領主による年々の農業生産力の直接的・具体的な把握」(107頁)であった。これに対して、後者の村落共同作業としての坪刈は、凶作時に地主・小作人の間に村が介在し、坪刈による生産量の算出に基づいて、村における凶作時の小作料減免額、すなわち村引を決定するためのものであり、その存在の論理を村請制に求めている。すなわち、村引や地主の「恩情主義」は、「ムラの維持を至上とする村請の論理に規制されており、没落農民層の出現を阻止する意図をもっている」(185頁)という。

以上のように、近世村落の制度や慣行は、多少なりとも村落の存続を促したり、年貢分担の意思決定を容易にしたり、年貢皆済のための費用を削減するという側面を持っていた。すなわち、村請制は、村落の存続と融通という一義的な課題を村落に投げかけることで、村落が独自の規制や制度を形成するインセンティブを与え、結果的には近世村落社会の構造全体を派生的に規定したという関係を指摘できる。ここに日本の自治村落が近世封建制、特に村請制を経験したという歴史性の意義を問うことができるのではないだろうか。

5.2 村落統治体制の変容

次に、村請制と村落の政治体制の関係について検討しよう。自治村落の特徴のひとつは、その共同体規制によって、村落内の一般構成員のみならず執行部層の行動をも規律づける内部体制を持ったことである。ここでは、自治村落論の内部体制への着目と関連づけて、日本の近世村落内で権限と意思決定のメカニズムがどのよ

(48) 共同体規制の要約については、江藤(1991), 23頁。山村水利を通じた規制については、佐々木(1958), 114頁。再生産の絶対的
必要部分の共有を通じた規制については、大石(1976), 第6章, 203頁。近世の村落共同体の教育、医療、休日、文化、婚姻と葬
儀・祖先祭祀、社会保障などの機能については渡辺(1998), 第1章を参照。

(49) 青野(1982); 水本(1987), 第1部第2章, 第3部第2章。

(50) 丹羽(1964), 第1章第4節; 渡辺(1995); 大塚(1996), 第1章など。

うな形態をとったかという村落統治の問題を考えたい。

村落統治とは、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の定義のアナロジーで言えば、(1) 村落における意思決定の仕組み、(2) 村落の活動のパフォーマンスに密接な利害を持つ主体相互間を調整する仕組み、(3) 村落構成員が村役人層を監視し、コントロールする方法、の総体であり、村落の社会経済活動が効率よく運営されるためには、領主、名主・庄屋、年寄、百姓代、百姓等の様々な利害関係者の間でどのように権限や責任を分担し、村落が生み出す経済成果を配分していけばよいかという問題を対象とする。この定義は、企業統治のその「企業」を「村落」に置き換えたものに過ぎない⁽⁵¹⁾。しかし、一定の共通利害を持った構成員の集団としての組織という視点で見れば、企業も村落も本質的には同じだと考えられる。

第 2.2 節で見たように、近世期を通して、村落内の年貢の分担を村役人が特権的に決定する中央集権的な統治体制（庄屋個人請）から、合議によって村落全体で決定する分権的な体制（集団請）への転換が進んだ。この変化は、村役人と小百姓間の権限配分と権力構造が調整されたことを表しており、企業との対比では、株主、経営者、従業員の所有権や権限が調整されることと同等の動きとして把握できるだろう。

村落統治体制の変容は、意思決定の過程そのものを変化させること、村落が維持できる制度を規定することという少なくとも 2 つの効果をもたらしたと考えられる。近世村落内で年貢小割がどのような原理で行われていたのかはあまり明らかになっておらず、中央集権型から分権型への村落統治体制の転換が年貢小割にどのような変化を与えたのかも不明である。しかしながら、演繹的には以下のような推論によって、村落統治体制の転換が相互保障型から自己保障型への年貢小割・分担方式の転換を促した可能性を指摘できる。第 1 に、分権型の下では、中央集権型よりも多数の主体が年貢小割の決定権を持つため、状態依存的で柔軟な年貢分担は合意を形成しにくいだろう。つまり、各家計の豊凶に応じて負担を調整する相互保障型の分担方式よりは、原則として高割によって負担を固定し、可能な限り不足分を融通で賄う自己保障型の方が、村落としての合意に至りやすい。第 2 に、中央集権型の下では、庄屋は年貢小割の専断権を利用し、将来の小割を恣意的に高くするという脅威によって、耕作不精や過少申告といった行動を抑制することができる⁽⁵²⁾のに対して、分権型の下ではこのような恣意的な年貢小割の合意が得られにくく、不正行為の抑制が困難となる。したがって、こうした問題を誘発しない自己保障型の分担方式が志向される。すなわち、中央集権型から分権型への村落統治体制の移行に伴う年貢小割の合意形成と問題行動の制御の困難さが、自己保障型の年貢分担方式への転向を促すと推察できる。この点の実証的な裏づけについては、今後の研究を待ちたい。

5.3 質地金融の誘発と制度化

前節で見たように、近世の質地金融は、村請制の連帯責任の破綻を防ぎ、融通を持続させるための制度として、さらに消費平準化と保険のための制度として重要な意味を持っていたと考えられる。しかし、質地金融による制度化された信用取引は、必ずしも近世初期から備わっていたものではなく、近世期を通して徐々に形成されたという。神谷 (2000) は、土地所有を通して中世から近代への展開を検討するなかで、土地質地証文に関して中近世移行期の変化を指摘している。そのなかでも中世的文書主義の終焉したことで、検地帳等照合文言が記載されるようになることが注目される (神谷, 2000, 63 頁)。中世的文書主義は、中世において上位権力の保証なしに土地売買が行われ、土地の本券を所持していることで、土地所持の根拠とする。このため、土地売買証書に宛所が書かれなかった。これが、16 世紀中頃から 17 世紀前半にかけて、奥に宛所が記載されるようになる。土地の売買・質地証文には、検地帳等照合文言が記載されるようになり、地目・反畝面積・分米・地

⁽⁵¹⁾ 元となった企業統治の定義は、深尾・森田 (1997)。

⁽⁵²⁾ 逆に言えば、専断権がないと不正行為を制御できない。

字・名請人名など、検地帳・名寄帳との相互参照が可能となった。そして、宛所と検地帳記載の事実を土地所持の根拠とするようになった⁽⁵³⁾。また、近世中期以降には、質地証文への名主加判＝署印が原則・義務化される⁽⁵⁴⁾。売買・質地証文の記載内容は正確化・詳細化し、名主加判が原則となる。つまり、質地に関わる土地の権利関係は、まず村落レベルで公的に認可され、さらに検地帳に記載されることで、領主レベルでも認証されたと解釈できる⁽⁵⁵⁾。以上のような村落内の私的な信用・質地関係の制度化は、債務の弁済や諸手続きにかかる取引費用を低下させ、金融・保険取引の活性化を促す効果を持っている。

このような質地金融は、なぜ、どのようにして発達したのだろうか。その要因として、まずは幕府・藩による制度的な背景を指摘する必要があるだろう⁽⁵⁶⁾。幕藩レベルの土地政策の動向を大塚(2002)と佐々木(1958)に基づいて確認すれば⁽⁵⁷⁾、幕府は寛永20年(1643年)に田畑永代売買禁令を發布したが、土地を担保とした融通が成り立たなくなり、百姓側は年季売でこれに対応した。その後、享保期には質地流禁令によって、質流れによる所有権の完全な移転を禁じた。しかし、質地流禁令を徳政と解釈し、質地を取り戻そうとした百姓側と地主の間で広範な質地騒動が起きた。このことによって再び金銭不融通が起こり、当該法令は撤回される。こうした土地の売買や質流れを規制における領主側の意図は、小農経営の維持と保護だとされる。しかし、こうした小農保護政策の背後で、領主は「質地証文の形式に関する規定・質地出入裁許の期限等の規定」(佐々木, 1958, 95頁)をくり返し定め、質地証文への名主加判を義務づける質地対策をとっていた⁽⁵⁸⁾。この対策は、質地関係の法的な整備を進め、権利義務関係を明記し、どのような事態のときには公的な裁判制度の下で処理されるのかを明確化し、質地関係の取引費用を下げ、紛争時の脅威点(threat point)を固定したという点で重要な意義を持っていることを強調しておきたい。

このような幕府・藩による質地関係の制度化は、村落が土地に関する行政的な手続きを行うことを要請する。しかし、質地金融への村落の関与は、先に整理したように、事務上のものに留まらず、融通の過程全般に渡った介入・管理に及び、共同体的・集団的特徴を持っていた。このことと年貢村請の連帯責任との関連を、「たのみおさめ頼納禁制」という規制を介して議論しておきたい⁽⁵⁹⁾。頼納とは、質地を耕作している債務者＝質入主が年貢負担の責任を負うことである。頼納禁制はこれを禁じ、質地の所有者である債権者＝質取主がその質地の年貢諸役を負担することが原則であった。つまり、債権者は質地をとることで債権を担保するが、同時にその質地の年貢納入責任も追う必要があった。そこで、やや理解に苦しむのは、なぜ頼納が禁止されたのかである。もし、質取主ではなく実際の耕作者である質入主側に年貢負担責任があれば、質取主は質入主が年貢未進に

(53) この解釈について、神谷(2000)は、「農民(百姓)屋敷地の所有(所持)の根拠・権原は、中世では自らが開発し上級領主権力の介入をある程度何らかの形で排除することによって成立していたのが、近世期には領主権力によって認められることによって成立するというように変化したといえる」(54頁)という興味深い見解を表明している。

(54) 神谷(2000), 299頁, 334頁。

(55) 白川部(2003)は、明朝中国との比較のなかで、中国の場合は土地証文を所持していることが土地所持の根拠となるのに対し、日本はそれが検地帳の記載に求められたという特徴を指摘している。これは、同じ土地所有権を有していながら、所有権原の立証のあり方が異なることを意味しており、この違いが何を含意するかは興味深い課題である。

(56) 他に、債権者＝質取主にとって、質地をとることで元本と利子の回収ができるという条件が成立していることが必要である。このためには、質地となる耕地から得られる収穫量から年貢と小作人の再生産に必要な収穫を差し引いて、なお質取主＝地主へ支払う小作料が残るぐらいに生産力が高くなければならない。また、地主が小作料を受け取ることは、太閤検地と百姓相互間の「作あい」否定に基づく、領主による百姓の「全剰余労働」収奪の方針が断念されたことを意味する。このことは、例えば大石(1961, 第4章)や安良城(1982, 第2章第6節)などによって、検見取法から定免法への転換の下で、百姓の貯蓄・蓄積を公認し、これによって年貢の皆済を図るという徴租法の変更と関連して議論されている。

(57) 享保期の土地政策については、大石(1961), 第6章も参照。

(58) 渡辺(2002), 248頁。

(59) 頼納禁制については、安良城(1958), 38-39頁; 大塚(2002), 276頁。頼納禁制は、寛永20年(1643年)の御触書に見られるため、寛永20年創始が通説となっているが、見城(2000)「頼納禁制の創始年次について」は、それより約20年後の貞享4年(1687年)説を提唱している。

陥った際にそれを融通し、その債務者の再建を待つうちに自らも潰れてしまう「友潰れ」⁽⁶⁰⁾ のリスクを負わずにすむため、融通がよりスムーズに行われるはずである。幕府がなぜ頼納を禁止したのかを検討した見城(2000)「頼納禁制について」は、「その理由は意外にはっきりしない」(415頁)とした上で、2つの学説を紹介し検討している⁽⁶¹⁾。

どのような理由からの禁止にせよ、頼納禁制によって、債権者は年貢の納入・友潰れのリスクと小作料収入の間のトレード・オフに直面した。したがって、債権者が質地を小作に出す場合は、小作人との間でプリンシパル・エージェント関係を結ぶことになり、いかに効率よく耕作させ、年貢と小作料を確実に回収するかが最大の問題となる。このため、担保となる耕地の質やそれを耕作する小作人によっては、年貢立替・融通の引き受け手がいない案件が生じる可能性がある。しかし、村請制の連帯責任の下では必ず誰かが「ババ」を引かねばならない。ここに、年貢立替・融通を引き受けやすくなるように、村落として金融関係にかかる不正行為を抑制したり、引き受け手を探したり、引き受けのリスクを軽減する制度を整備し、融通を共同体的に管理するインセンティブが発生する。それは具体的には究極的には追放刑などを含めた村落の制裁や罰則であり、また引き請け手を循環させたり、友潰れのリスクを分散させ、債権の焦げつき・不良債権化を軽減するため、年貢の請け手がつかない村落所有の村惣有地・郷地を集团的・株式的賄にする⁽⁶²⁾といったものであったと考えられる。また、このトレード・オフを緩和し、郷地・潰地を引き受けてもらうためには、そこから一定の作徳を得られることが重要になる。そのため、当該質地の年貢を下げることもあったのではないだろうか。近世村落における土地所有・金融関係が集团的・共同体的な特徴を示すのは、小農民分解を阻止するためであるという大塚(1996)の見解のほかに、このような年貢の皆済責任を果たすためであるとも解釈することができる。

5.4 領主の役割

近世日本の村落は、年貢村請を通して様々な制度を発達させ、分権的な村落統治体制を確立したことを論じたが、ここで領主の役割を検討しておく必要があるだろう。現代から振り返ってみれば、領主は少なくとも以下の2点において重要な役割を果たしたと評価できるのではないだろうか。

(60) 大塚(1996)、第3、4章。

(61) 頼納禁制を説明する学説の第1は、それを永代売買禁制の延長とみなす説である。頼納の場合は質入主が年貢諸役を負担するため、質地請け戻しが事実上困難となり、流地が必然化する。したがって、領主は頼納を永代売と同一視し、禁じたとする。第2は、年貢諸役の収納確保から頼納を捉える説である。安良城(1982)の規定によれば、頼納が禁じられた寛永20年という時点は、領主が百姓の全剰余労働を完全収奪する「幕藩体制社会第一段階」(117頁)であった。このとき、質地は質取主の手作りとなり、質入主は「質入耕地に関しては、何等経営を行っていないのであり、従って、『年貢未進』が必然化」(134頁)する。このように年貢の負担を事実上免れた土地を地主が「作り取」すること、すなわち隠田の発生を抑制したかったという説である。この場合、重要な想定は「質取主が質取地においても、自ら農業経営を営むのが一般的」(133-134頁)とすることであるが、果たしてこれは一般的なのか疑問である。いずれの場合も、頼納をすれば質入主の負担が過大となると考えるところは共通しており、その帰結として永代売同然の流地になるか、年貢未進が必然化すると捉えるかが異なっている。

ここでは、質地小作関係を村落が管理するという議論と絡めて、年貢収納責任の明確化という代替的な第3の説を提示しておこう。頼納の下では、質入主は年貢と質取主への小作料という2つの納入の責任を負うことになる。年貢と小作料は、質地からの実収という同一の所得源を持ち、競合関係にある。したがって、質入主が小作料納入を優先する場合には、年貢納入が疎かになる可能性がある。仮に領主が質取主の小作料を差し押さえて年貢を確保するならば、領主は在地の質地小作関係をいちいち管理する必要性が出てくるし、そもそも土地の質入が融通を通じた年貢納入の円滑化を目的のひとつとする以上、質取主への小作料納入を制限すれば、質地金融の融通自体を阻害することになる。そこで、頼納を禁じ、質取主の小作料徴収権を保護する代わりに年貢納入責任も負わせることを通して、年貢と小作料の徴収主体を質取主に一元化することで、徴収に関する競合問題を解消し、年貢納入の責任主体を質取主に明確化することで徴収漏れを防ぐことを意図したのではないだろうか。

(62) 大塚(1996)、第3章。大塚の本来の郷地賄解釈は、高利貸しの村落共同体への進入の阻止、ないし村落解体の阻止にある。本節はそうした意義を認めたくうえで、村請のために引き受けの費用を下げるという「後ろ向き」な意図があったという解釈を提示するものである。

第1は、領主による村落内の村役人と小百姓間の権力構造、権限のバランスの調整である。第2.2節で見たように、近世における庄屋請・百姓請から集団請・村請への展開には、村方騒動を引き起こした小百姓の自立性とともに、年貢小割に対する合議制・承認制の要請という領主側の意向が背景にあった。今後の重要な実証的課題のひとつは、この権限委譲がその後の村内の土地・資本の集積や経済格差の拡大にどのような影響を与えたのかを明らかにすることであろう。

第2は、村落におけるインフォーマルな規制や制度を包括する、フォーマルな規制と制度を提供したことである。先に述べたように、領主は質地金融に関して、証文の形式や裁許期限、名主加判などの法的な枠組みを整備し、土地所持権を検地帳や名寄帳によって公的に保証した。また、破産処理についても、公的な訴訟への門戸を開いていた。福山(1975, 第5章)によれば、江戸時代を通して、幕府は金銭の債権債務関係の訴訟である金公事^{こんこうじ}を受け付けず、当事者同士の相対で解決するよう「相対済まし令」を出した。このため、訴訟を経ずに破産処理を行う分散の慣行が展開した。しかし、この分散は、定義により幕藩領主との間では公式な手続きではなかったが、在方においては村落が関与した公式なものであった。さらに、摂津国嶋下郡粟生村では、当事者に加えて組頭・庄屋・年寄が高槻藩地方奉行所へ届け、認可を得て分散を実施するなど、領主による一定の関与が見られる(福山, 1975, 246頁)⁽⁶³⁾。つまり、基本的には村落内で自律的に破産処理を実行しなければならなかったが、最終的には領主による公的な履行強制に訴える手段が用意されていたのである。こうした領主による紛争解決手段の提供は、脅威点を与えたという点で重要な意義を持っている。

近世日本は、このようにみると、領主権力によるフォーマルな制度と村落による慣習やインフォーマルな制度が調和していた社会と言える。領主は、村役人の責任追及を通して村落内で年貢負担の相互保障を促し、共同体内の権力構造を調整し、またフォーマルな制度によって、共同体の機能を補完した。そして村落は、融通のような年貢立替手段を確立させたり、小農経営の存続を目指した様々な制度や慣行を発達させた。ここから導かれる開発経済学的な含意は、共同体だけでは不十分ではないかということである。共同体の機能を有効に発揮させるよう、別の主体が共同体内の権力構造を適切に調整したり、共同体としての意思やインセンティブを誘導したりすることが重要なのではないだろうか。これは、まさに企業統治の理論において、株主や経営者が企業内の権限や所有権の位置取りを調整することとおそらく同質のことであろう。

6 おわりに

本章は、領主と百姓という経済主体が効用最大化原理に基づいて合理的に行動することを想定し、契約理論の枠組みを用いて、村請制の経済的な特質を明らかにし、村請制が日本の経済発展にどのような影響を与えた可能性があるのかを検討した。

理論的に言えば、連帯責任を内包した村請制は、年貢徴収率の上昇などの効果をもたらす一方で、耕作無精や履行強制問題による破綻の可能性を潜在的に抱えている。こうした非効率性は、近世中期以降では、質地金融を通して自己保障的に年貢を分担することで解消されたと考えられる。また、村請制の連帯責任は、村落・イ工の存続と年貢の立替・融通という2つの問題を村落に投げかけることで、根源的に村落社会の構造を規定した可能性を検討した。村請制は、派生的に年貢立替・融通の調整や小農存続を保障する様々な村落独自の制度を誘発させたり、年貢分担の調整をしやすい村落統治体制を確立させたりすることで、自治村落としての特質を備えさせる原動力となった可能性について論じた。つまり、本章では、村請制は村落が農村における取引を自ら統治する制度を生み出すインセンティブを与えたという意味で、取引を統治するインセンティブの連鎖

⁽⁶³⁾ 領主による間接的な介入の他の例としては大塚(1996), 150頁。

の発端となったと考える。そして、このインセンティブの連鎖が、自治村落が取引を統治し、効率性を高めるという日本のミクロ的な経済発展パターンを形作ったと言えよう。ここに、日本の経済発展における近世封建制と村請制の歴史的な意義を見い出せるのではないだろうか。

本章は、理論的な分析と先行研究に基づく実態の確認に留まったため、仮説の実証的な検証は果たせていない。本章の検討は基本的には近世村落を対象にしており、近世の「遺産」を近代村落や農業問題に見いだそうとする場合には、坂根 (1996, 第 5 章) などが指摘した藩政村と農業集落の包含関係の問題に留意する必要がある⁽⁶⁴⁾。また、村請制の連帯責任が取引を統治する様々な制度を誘発し、自治村落を形成する発端となったとする本章の主張を実証することはほぼ不可能であろう。なぜならば、村請制はほぼ全国で展開されており、村請制を経験しなければ自治村落が形成されにくいという「対照」の事象が観察されないからである。ただ、傍証的にはすでに田畑 (1986) や坂根 (1996) によって、村請制が導入されていなかった北海道や鹿児島では村落の自治的性格が乏しく、「村」が未成立であるという「ルース」さが指摘されており、実証的には坂根 (1996, 第 5 章) によって、全国と比べて鹿児島の産業組合の信用事業が脆弱であることが明らかにされている。鹿児島以外でも、郷土制や知行制の下で村落を領主層が直接に統治し、分権的な村落統治を達成しなかった地域はそうでなかった地域に比べて、組合活動が相対的に活性化しにくいという仮説を検証することは、自治村落論を実証的にテストするひとつの方向であろう⁽⁶⁵⁾。

このような日本の歴史的な文脈での実証の他に、連帯責任が不正行為を制御する様々な制度を生み出す可能性があるという本章の仮説は、現代の発展途上国の文脈でマイクロファイナンスのグループ融資の事例によって実証できる可能性がある。連帯責任が逆選択やモラル・ハザードを抑制するという理論的な研究は多いが、それを実現する取り決めがグループ内で形成されたのか、されたとすればそれはどのようなものか、グループや村落が持っている共同性と返済率にどのような関係があるかといった課題を扱った実証的・事例的な研究は少ない⁽⁶⁶⁾。こうした点を実際のプロジェクトの事例から実証することは、様々な要因のコントロールやデータの取得において難しいが、実験経済学的に検証することはひとつの方向性であろう。

参考文献

- 網野善彦 (1986) 「中世の負担体系 年貢について」 永原慶二・稲垣泰彦・山口啓二 (編) 『中世・近世の国家と社会』 東京大学出版会、。
- 青野春水 (1982) 『日本近世割地制史の研究』 雄山閣。
- 安良城盛昭 (1958) 「近世初期における農民支配政策の展開」 古島敏雄 (編) 『日本地主制史研究』 岩波書店、。
- 安良城盛昭 (1982) 『幕藩体制社会の成立と構造 第 3 版』 御茶の水書房。初版 1959。
- Armendáriz de Aghion, Beatriz and Jonathan Morduch (2005) *The Economics of Microfinance*. MIT

⁽⁶⁴⁾ 坂根 (1996, 第 5 章) を引用していないが、庄司 (2004) の自治村落論に対する批判もほぼ同様の内容である。ただし、藩政村と農業集落が一致しないとしても、藩政村が内包する複数の集落や組に個別に年貢徴収等の権限や業務を委託し、それらが「小藩政村」として自治的に活動していた場合には、この批判は免れる。牧原 (2004, 第 3 部第 3 章) や水本 (1993, 第 5 章) が検討の出発点になるだろう。

⁽⁶⁵⁾ ただし、万木 (1996) が指摘するように、貨幣経済・商品経済の進展度が早いと信用組合活動の需要も高まり、活動が活性化するという要因をなるべくコントロールする必要があることは考慮すべきである。

⁽⁶⁶⁾ 制度の形成を扱っているわけではないが、Carpenter and Seki (2004) は、富山のシロエビ漁師を対象に公共財ゲームを行い、漁獲をグループでプールする漁師たちはそうでない漁師たちに比べて、社会的選好を持つことを発見している。これは、「協力的」な制度を経験することで、効用関数の形状が変わることを示唆している。また、Gugerty and Kremer (2002) はケニアにおける NGO の開発援助プログラムの「無作為実験」を通して、ソーシャル・キャピタルの構築について検証し、そこに特段の効果は見られないと結論づけている。

Press.

- 朝尾直弘 (1959) 「初期免定の記載様式について」『近世史研究』第 28 卷、1-9 頁。朝尾直弘『朝尾直弘著作集』第 2 巻所収。
- Atkeson, Andrew and Robert E Lucas, Jr. (1992) “On Efficient Distribution With Private Information.” *Review of Economic Studies*. Vol. 59. No. 3. pp. 427-453.
- Bolton, Patrick and Mathias Dewatripont (2005) *Contract theory*. The MIT Press.
- Carpenter, Jeffrey and Erika Seki (2004) “Do Social Preferences Increase Productivity? Field Experimental evidence from fisherman in Toyama Bay.” mimeo.
- Che, Yeon-Koo (2002) “Joint Liability and Peer Monitoring under Group Lending.” *Contributions to Theoretical Economics*. Vol. 2. No. 1. Article 3.
- Coate, Stephen and Martin Ravallion (1993) “Reciprocity without commitment: Characterization and performance of informal insurance arrangements.” *Journal of Development Economics*. Vol. 40. pp. 1-24.
- 江藤彰彦 (1991) 「近世における土地制度」岡光男・山崎隆三・丹羽邦男 (編) 『日本経済史 近世から近代へ』ミネルヴァ書房、第 1 章、9-32 頁。
- 藤木久志 (1997) 『村と領主の戦国世界』東京大学出版会。
- 深尾光洋・森田泰子 (1997) 『企業ガバナンス構造の国際比較』日本経済新聞社。
- 深谷克己 (1979) 『百姓一揆の歴史的構造』校倉書房。
- 深谷克己 (1993) 『百姓成立』塙書房。
- 福山昭 (1975) 『近世農村金融の構造』雄山閣出版。
- 古島敏雄 (1956) 『日本農業史』岩波書店。
- 古島敏雄 (1978) 『近世経済史の基礎過程』岩波書店。
- Ghatak, Maitreesh and Timothy W. Guianne (1999) “The economics of lending with joint liability; theory and practice.” *Journal of Development Economics*. Vol. 60. pp. 195-228.
- Giné, Xavier, Pamela Jakiela, Dean Karlan, and Jonathan Morduch (2005) “Microfinance Games.” mimeo.
- Greif, Avner (2002) “Institutions and Impersonal Exchange: From Communal to Individual Responsibility.” *Journal of Institutional and Theoretical Economics*. Vol. 158. No. 1. pp. 168-204.
- Gugerty, Mary Kay and Michael Kremer (2002) “The creation and transformaion of social capital.” In Christiaan Grootaert and Thierry van Bastelaer. eds. *The Role of Social Capital in Development: An Empirical Assessment*. Cambridge University Press. .
- 原洋之介 (2002) 「開発経済学と「日本の経験」」社会経済史学会 (編) 『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、278-290 頁。
- 長谷川裕子 (2003) 「中近世移行期土地所有史の論点と課題」『歴史学研究』第 774 号、8-14 頁。
- 長谷川裕子 (2004) 「売買・貸借にみる土豪の融通と土地所有」渡辺尚志・長谷川裕子 (編) 『中世・近世土地所有史の再構築』青木書店、。
- 速水融 (1973) 『日本における経済社会の展開』慶應通信。(速水融『近世日本の経済社会』, 麗澤大学出版会, 2003, 所収)。
- 速水融・宮本又郎 (1988) 「概説 17-18 世紀」速水融・宮本又郎 (編) 『日本経済史 1 経済社会の成立 17-18 世紀』岩波書店、。

- Hölmstrom, Bengt (1982) “Moral Hazard in teams.” *Bell Journal of Economics*. Vol. 13. pp. 324–340.
- 本多毅 (2001) 『国質』, 『郷質』, 『所質』 『日本歴史』 第 645 巻、35–49 頁 .
- 池享 (1995) 『大名領国制の研究』 校倉書房 .
- 池上裕子 (1988) 「織豊期検地論」 永原慶二・佐々木潤之介 (編) 『日本中世史研究の軌跡』 東京大学出版会、第 6 章 .
- 池上裕子 (2004) 「検地と石高制」 歴史学研究会・日本史研究会 (編) 『日本史講座 5 近世の形成』 東京大学出版会、 .
- 稲葉継陽 (1998) 『戦国時代の荘園制と村落』 校倉書房 .
- Innes, Robert D. (1990) “Limited Liability and Incentive Contracting with Ex-ante Action Choices.” *Journal of Economic Theory*. Vol. 52. No. 1. pp. 45–67.
- 伊東裕之 (1978) 「年貢村請の成立 年貢請取状の検討から」 『国史談話会雑誌』 第 19 巻、34–43 頁 .
- 伊藤孝夫 (1995) 「債権の強制的実現と公権力 「年貢未進」・強制執行・租税滞納処分」 京都大学日本法史研究会 (編) 『法と国制の史的考察』 信山社出版、第 6 章 .
- 伊藤秀史 (2003) 『契約の経済理論』 有斐閣 .
- 岩橋勝 (1988) 「徳川経済の制度的枠組」 速水融・宮本又郎 (編) 『日本経済史 1 経済社会の成立 17-18 世紀』 岩波書店、 .
- 神谷智 (2000) 『近世における百姓の土地所有』 校倉書房 .
- Karlan, Dean S. (2004) “Social Capital and Group Banking.” BREAD Working Paper No. 062.
- 勝俣鎮夫 (1996) 『戦国時代論』 岩波書店 .
- 勝俣鎮夫 (1979) 『戦国法成立史論』 東京大学出版会 .
- 見城幸雄 (2000) 『江戸時代の農民支配と農民』 岩田書院 .
- 近藤治 (2003) 『ムガル朝インド史の研究』 京都大学学術出版会 .
- 黒田基樹 (2003) 「15～17 世紀における「村の成り立ち」と地域社会」 『歴史学研究』 第 781 号、59–68 頁 .
- 黒崎卓・山形辰史 (2003) 『開発経済学 貧困削減へのアプローチ』 日本評論社 .
- Ligon, Ethan, Jonathan P. Thomas, and Tim Worrall (2002) “Informal Insurance Arrangements with Limited Commitment: Theory and Evidence from Village Economies.” *Review of Economic Studies*. Vol. 69. pp. 209–244.
- Ligon, Ethan (1998) “Risk Sharing and Information in Village Economies.” *Review of Economic Studies*. Vol. 65. No. 4. pp. 847–864.
- 前田正治 (1950) 『日本近世村法の研究』 有斐閣 .
- 牧原成征 (2004) 『近世の土地制度と在地社会』 東京大学出版会 .
- 宮島敬一 (1990) 「移行期村落論の国制史上の村落」 『歴史評論』 第 488 巻、2–20 頁 .
- 宮崎克則 (1995) 『大名権力と走り者の研究』 校倉書房 .
- 水本邦彦 (1987) 『近世の村社会と国家』 東京大学出版会 .
- 水本邦彦 (1993) 『近世の郷村自治と行政』 東京大学出版会 .
- Morduch, Jonathan (1999a) “The Microfinance Promise.” *Journal of Economic Literature*. Vol. 37. No. 4. pp. 1569–1614.
- Morduch, Jonathan (1999b) “The role of subsidies in microfinance: evidence from the Grameen Bank.” *Journal of Development Economics*. Vol. 60. pp. 229–248.
- 森杉夫 (1993) 『近世徴租法と農民生活』 柏書房 .

- 丹羽邦男 (1964) 『形成期の明治地主制』塙書房 .
- 西村清一 (1938) 『五人組制度新論』岩波書店 .
- 大石慎三郎 (1961) 『享保改革の経済政策』御茶の水書房 .
- 大石慎三郎 (1976) 『近世村落の構造と家制度 増補版』御茶の水書房 .
- 大鎌邦雄 (1994) 『行政村の執行体制と集落 秋田県由利郡西目村の「形成」過程 』日本経済評論社 .
- 大塚英二 (1996) 『日本近世農村金融史の研究』校倉書房 .
- 大塚英二 (2002) 「百姓の土地所有」 渡辺尚志・五味文彦 (編) 『新体系日本史 2 土地所有史』山川出版、 .
- Phelan, Christopher (2000) “On the Long Run Implications of Repeated Moral Hazard.” *Journal of Economic Theory*. Vol. 79. No. 2. pp. 174–191.
- Rogerson, William P. (1985) “Repeated Moral Hazard.” *Econometrica*. Vol. 53. No. 1. pp. 69–76.
- 齋藤仁 (1989) 『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社 .
- 齋藤善之 (1985) 「幕藩制における村落共同体と年貢勘定」『歴史学研究』第 548 号 .
- 齋藤善之 (1989) 「近世初期の農民闘争と村請制 年貢勘定騒動を素材として 』『歴史評論』第 475 号、42–60 頁 .
- 坂根嘉弘 (1996) 『分割相続と農村社会』九州大学出版会 .
- 佐々木潤之介 (1958) 「幕藩体制下の農業構造と村方地主」 古島敏雄 (編) 『日本地主制史研究』岩波書店、第 3 章 .
- 佐々木潤之介 (1969) 『幕末社会論』塙書房 .
- 佐藤正哲 (1977) 「18 世紀前半ムガル帝国における領域支配と徴税請負制について (1) 知行制との関連で 』『アジア研究』第 24 巻、第 2 号、24–43 頁 .
- 佐藤常雄 (1987) 『日本稲作の展開と構造 坪刈帳の史的分析 』吉川弘文館 .
- 白川部達夫 (1994) 『日本近世の村と百姓の世界』校倉書房 .
- 白川部達夫 (2003) 「移行期土地所有論によせて」『歴史学研究』第 774 号、25–28 頁 .
- 庄司俊作 (2004) 「史学・経済史学の研究動向 近現代日本における「村落」をめぐる 』『日本村落社会研究』第 40 巻、 .
- 菅原憲二 (1978) 「近世前期の村算用と庄屋 和州平群郡五百井村を中心に 』『日本史研究』第 196 号、1–27 頁 . (日本史研究, 第 197 号, 1979 . に継続) .
- 鈴木ゆり子 (1989) 「村社会と村請制」 村上直 (編) 『日本近世史研究事典』東京堂出版、 .
- 鈴木ゆり子 (1991) 「村役人の役割」 藤井譲治 (編) 『日本の近世 第 3 巻支配のしくみ』中央公論社、第 6 章 .
- 田畑保 (1986) 『北海道の農村社会』日本経済評論社 .
- 田村浩 (1936) 『五人組制度の実証的研究』巖松堂書店 .
- 谷口晋吉 (1978) 「英国植民地支配前夜の北ベンガル地方のザミンダール 所領支配構造を中心にして 』『アジア研究』第 25 巻、第 2 号、52–86 頁 .
- 谷本澄夫 (1964) 『岡山藩政史の研究』塙書房 .
- Thomas, Jonathan and Tim Worrall (1990) “Income Fluctuation and Asymmetric Information: An Example of a Repeated Principal-Agent Problem.” *Journal of Economic Theory*. Vol. 51. No. 2. pp. 367–390.
- Townsend, Robert M. (1982) “Optimal Multiperiod Contracts and the Gain from Enduring Relationships under Private Information.” *Journal of Political Economy*. Vol. 90. No. 6. pp. 1166–1186.
- Townsend, Robert M. (1994) “Risk and Insurance in Village India.” *Econometrica*. Vol. 62. No. 3. pp.

539-591.

- 牛山敬二 (1995) 「自治村落社会と地主的土地所有」 宇野俊一 (編) 『近代日本の政治と地域社会』 国書刊行会、第 1 章 .
- 渡辺忠司 (1981) 「幕藩制的徴租法の成立過程 畝引検見取法の歴史的的位置」 『歴史評論』 .
- 渡辺忠司 (1984) 「近世前期の村落と年貢収納 河州北郡六反村を事例として」 『ヒストリア』 第 105 巻、 .
- 渡辺尚志 (1994) 『近世豪農と村落共同体』 東京大学出版会 .
- 渡辺尚志 (1995) 「明治維新と村請制」 渡辺尚志 (編) 『近世米作単作地帯の村落社会 越後国岩手村佐藤家文書の研究』 岩田書店、183-199 頁 .
- 渡辺尚志 (1998) 『近世村落の特質と展開』 校倉書房 .
- 渡辺尚志 (2002) 「近世的土地所有の特質」 渡辺尚志・五味文彦 (編) 『新体系日本史 3 土地所有史』 山川出版社、 .
- 渡辺尚志 (2004) 「村の世界」 歴史学研究会・日本史研究会 (編) 『日本史講座 5 近世の形成』 東京大学出版会、 .
- 吉田ゆり子 (2000) 『兵農分離と地域社会』 校倉書房 .
- 万木孝雄 (1996) 「日本における農村信用組合の形成過程 インフォーマル組織から組合金融機関への転化」 『アジア経済』 第 37 巻、第 3 号、31-53 頁 .
- 万木孝雄 (1992) 「日本における初期農業協同組合の発展要因 信用事業を中心とした数量的・実証的分析」 『協同組合奨励研究報告 第 18 輯』 419-448 頁 .
- 万木孝雄 (1996) 「戦前期農村産業組合の育成政策」 荏開津先生退官記念出版会 (編) 『変わる食料・農業政策 市場の機能と政府の役割』 大明堂、 .